

# 消防の動き



2009  
**3**  
No.456

- 特定施設水道連結型スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の無線化等に係る消防法施行規則等の一部改正について
- 住宅用火災警報器の設置推進に向けた施策展開方針について  
—住宅用火災警報器設置推進基本方針の決定—
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報受信機関の拡大等について



**FDMA**  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



備えよう! 住宅用火災警報器

火のしまつ  
君がしなくて  
誰がする

## 春の全国火災予防運動



消防庁 全国消防長会

財団  
法人

日本防火・危機管理促進協会

URL:<http://www.boukakiki.or.jp>

宝じの収益金は、身近な街づくりに役だっています。

小倉 優子

平成21年春季全国火災予防運動広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 地域防災教育の重要性



消防庁 国民保護・防災部長 幸田 雅治

防災、危機管理を担当していると、日ごろ、防災や危機管理を意識しない人たちとのギャップに驚くことがあります。例えば、阪神・淡路大震災の時は、台風水害はあっても、関西には大地震が起きないという迷信があり、対地震対策はほとんど講じられていなかったと言われています。最近では、平成17年3月に発生した福岡県西方沖を震源とする地震の際も同様で、これまで、福岡市では地震は少なく、自分たちの地域は安全であると思い込んでいたという事実も明らかになっています。

また、大地震が発生した直後は、「大地震に備えて食料や飲料水を準備している」人や「家族との連絡方法を定めている」人は増えていますが、時間が経つにつれて防災意識は低下するという調査結果もあります。自分たちの地域は大丈夫であるという思い込みを捨て、どのようにすれば危機意識を持ち、それを継続できるのか、つまり、「危機意識の醸成とその継続」が極めて重要です。

危機を表す英語のcrisisは、もともとギリシャ語の「分離」に由来し、回復と死との分岐点であり、判断を誤ると死に至る危急存亡のときを意味する単語です。自らの命に関わることですので、まず、家庭、そして、身近な地域において、危機意識を持ち、高めていくための方策に取り組むことが重要です。そのためには、学校や地域社会において防災教育を推進することが大事です。

カナダの「危機管理マネジャーのためのガイドブック」(2003)には、“imaginig the unthinkable”、“thinking outside the box”の能力を常日頃から育てることが被害の軽減につながると書かれています。予想できないことが起きるのが災害、危機であり、それに対処する知恵を育むことが防災教育、危機管理教育です。つまり、防災教育には、自ら、身を守る知恵をつけて防災に役立つだけでなく、既成概念にとらわれずに物事を考える柔軟な思考能力を向上させることにつながるという一石二鳥の効果があるのです。

消防庁では、平成21年度から、児童、生徒をはじめ地域住民に対して防災教育を推進する自治体の取組を支援する「地域防災スクール事業」を行う予定です。この取組をすすめるにあたっては、住民が防災に関する知識を学ぶことはもちろんですが、柔軟な思考能力を向上させ、既成概念にとらわれずに防災対策を行うという観点が欠かせません。皆様におかれては、このような新たな観点から防災教育に積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。



## 特定施設水道連結型スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の無線化等に係る消防法施行規則等の一部改正について

予防課

### 1 改正概要

今回の改正は、主に下記のような事項について定めるものです。

- ① 近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」の報告書に基づき、無線方式を採用した新たな自動火災報知設備についての基準を定める。
- ② 平成19年6月及び平成20年7月の消防法施行令の一部改正により、自動火災報知設備の設置が義務付けられた小規模な認知症高齢者グループホームやカラオケボックス等の施設において自動火災報知設備に代えて用いることができる消防用設備等（以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）に係る設置・維持に関する技術上の基準を定める。
- ③ 平成19年6月の消防法施行令等の一部改正により、平成21年4月1日から火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一(6)項口に掲げる防火対象物）で、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満のものについて、スプリンクラー設備の設置が義務付けられたが、新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる施設については、設置者の費用負担軽減等の観点から、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が新たに認められることとなったため、当該設備に用いる加圧送水装置やスプリンクラーヘッドについての基準を定める。

### 2 公布された省令及び告示

下記の省令及び告示が平成20年12月26日に公布されました。

- ① 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第155号）
- ② 地区音響装置の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第26号）
- ③ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号）
- ④ 加圧送水装置の基準の一部を改正する告示（平成20年消防庁告示第28号）
- ⑤ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第29号）
- ⑥ パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示（平成20年消防庁告示第30号）
- ⑦ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）
- ⑧ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）
- ⑨ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第157号）
- ⑩ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第158号）

### 3 改正内容

主な改正内容は、下記のとおりです。

#### (1) 消防法施行規則の一部改正について

- ① 圧力水槽を用いる加圧送水装置について（第12条第1項関係）  
加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものについては、水量に関する規定を適用しない。
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について（第14条関係）



特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置に必要な全揚程、ポンプの吐出量等を定めるほか、所要の規定を整備する。

③ 連動型警報器機能付感知器について（第23条第4項第7号の6関係）

連動型警報機能付感知器のうち、認知症高齢者グループホームやカラオケボックス等の特定小規模施設以外に用いることができないものの要件を定める。

④ 無線方式の自動火災報知設備について（第24条及び第24条の2関係）

ア 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機における設置基準を以下のとおり定める。

（ア）各機器間において確実に信号を送受信できる位置に設けること。

（イ）受信機において各機器が発信する信号を受信できることを確認できるようにすること。

イ 無線式の感知器、中継器、地区音響装置、発信機（以下「感知器等」という。）について、電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機において確認できるときは、電源に電池を用いることができること。

ウ 感知器等の電源に電池を用いる場合で、電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機に168時間以上発信した後、さらに10分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

エ 無線式の地区音響装置の構造、機能等について、消防庁長官が定める基準によるものとする。

オ 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機の間において、確実に信号の送受信を行えるよう、良好な状態に維持するものとする。

カ その他所要の規定を整備する。

⑤ 消防機関へ通報する火災報知設備について（第25条関係）

延べ面積が500㎡未満の令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物に設ける火災通報装置の電源が分電盤との間に開閉器が

設けられていない配線から取られている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずに取る必要はないものとする。

(2) 地区音響装置の基準の一部改正について

① 無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備とし、電源に電池を用いる場合は、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を自動的に受信機に発信するものとする。（第3第11号関係）

② 地区音響装置の表示に関して、無線式に関する規定を追加する。（第7第2号関係）

(3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準の制定について

① 従来のスプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類のほか、水道法令に適合するもの（火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるものを除く。）を用いることができるものとする。（第4号関係）

② 配管又はバルブ類と当該管継手の材質について、同種のものに限定しないものとする（例えば、合成樹脂製の配管を金属製の管継手で接続可）。（第2号関係）

(4) 加圧送水装置の基準の一部改正について

① 圧力水槽方式（水槽に加えられた圧力を利用して送水を行う方式）の加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水する加圧送水装置について、所定の放水圧力及び放水量を得るために必要な圧力及び量の加圧用ガスを加圧用ガス容器に充てんするものとする。（第4第6号関係）

(図) 無線式自動火災報知設備の設置例



自動火災報知設備の感知器、中継器、受信機間のすべてを無線式にした例



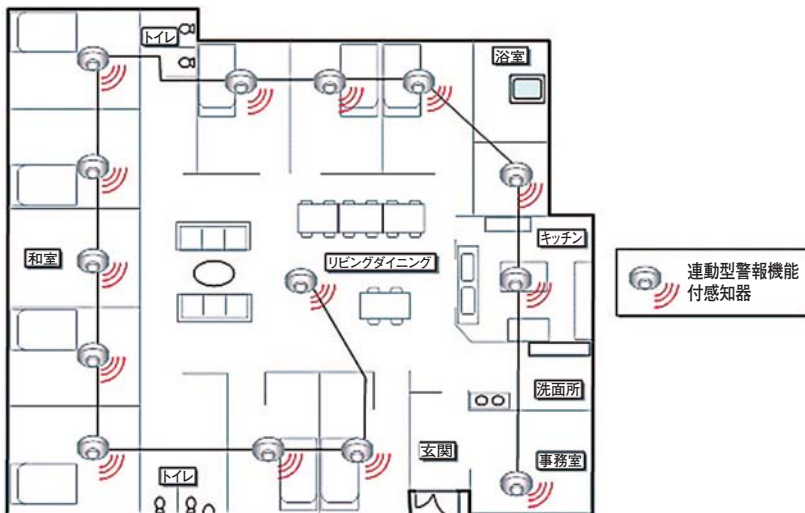
- ② ポンプ方式の加圧送水装置について、ポンプの材質・継手に関する規格、放水性能、耐圧力、原動機及び表示について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものに関する規定を整備する。(第5関係)
- ③ 付属装置等のうち、インバータ方式の制御盤について、その周波数制御に関する機能等を定めるとともに、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける補助水槽について、当該水槽への水の補給及び当該水槽からポンプへの水の供給に関する機能等を定める。(第6第1号及び第10号関係)
- ④ その他所要の規定を整備する。
- (5) 火災通報装置の基準の一部改正について
  - ① 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満のものに用いることができる特定火災通報装置について、ハンズフリー通話(スピーカー及びマイクを用いて送受話器を取り上げることなく通話ができる機能)の機能を有するものに関する基準を定める。(第3第8号の2関係)
  - ② その他所要の規定を整備する。
- (6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の制定について
  - ① 特定小規模施設は、次のア及びイの防火対象物とする。(第2条第1号関係)
    - ア 令別表第一(2)項ニ又は(6)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの(特定一階段等防火対象物を除く。)
    - イ 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満で、かつ、(2)項ニ又は(6)項口

に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満のもの(特定一階段等防火対象物を除く。)

- ② 設置及び維持の技術上の基準について、以下のよう定める。
  - ア 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域は、令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。(第3条第2項第1号関係)
  - イ 感知器は、次の(ア)から(ウ)の場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積30㎡以下の(ア)に限り壁に感知器を設けることができること。(第3条第2項第2号関係)
    - (ア) 居室及び床面積が2㎡以上の収納室
    - (イ) 倉庫等
    - (ウ) 令別表第一(2)項ニに係る防火対象物の内部に設置されている階段・廊下等
  - ウ 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。(第3条第2項第3号関係)
  - エ アからウのほか、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならぬこと。(第3条第3項関係)
- (7) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の制定について
 

設置及び維持に関する技術上の基準について感知器、中継器、配線、無線式感知器等、受信機、電源、非常地区音響装置、発信機の設置基準及び常用電源、非常電源及び予備電源、アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備、無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備の維持の基準について定めるほか、所要の規定を整備する。

(図) 認知症高齢者グループホーム等における特定小規模施設用自動火災報知設備の設置例



- (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の基準を定める省令の一部改正について
 

水道連結型ヘッドに関する性能等について、主として以下のように定めました。

  - ① ヘッドの呼びについて、従来より小口径のもの(呼び8)を追加すること。(第3条第2項関係)
  - ② 作動試験における放水圧力を、最低放水圧力(0.02メガパスカル又は放水量が毎分15リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値)とすること。(第11条第3項関係)
  - ③ ヘッドの呼びが8のものに係る放水量試験における流量定数の許容範囲を、最低放水圧力において、30以上50未満で、申請値±5パーセントとすること。(第13条関係)



④ 水道連結型ヘッドの散水分布試験を次のとおりとすること。

ア ヘッド1個の散水分布に係る試験において、0.05メガパスカル又は放水量が毎分30リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値から1メガパスカルまでの範囲で放水した場合、

(i) 床面にあっては、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。

(ii) 壁面にあっては、各壁面の採水量が毎分0.8リットル以上で、四壁面の合計が毎分4リットル以上であること。  
(第14条第3項関係)

イ ヘッド4個の散水分布に係る試験において、最低放水圧力で放水した場合、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。(第14条第2項関係)

⑤ その他所要の整備をすること。

(9) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について

① 警報機能を有する感知器に関する性能等について、以下のように定めること。(第8条第17号関係)

ア 警報は10分間以上継続できること。

イ 警報音の音圧は一定の状態、70デシベル以上であること。

ウ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、15分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

② 連動型警報機能付感知器に関する性能等について、①ア及びイのほか、以下のように定めること。(第8条第18号関係)

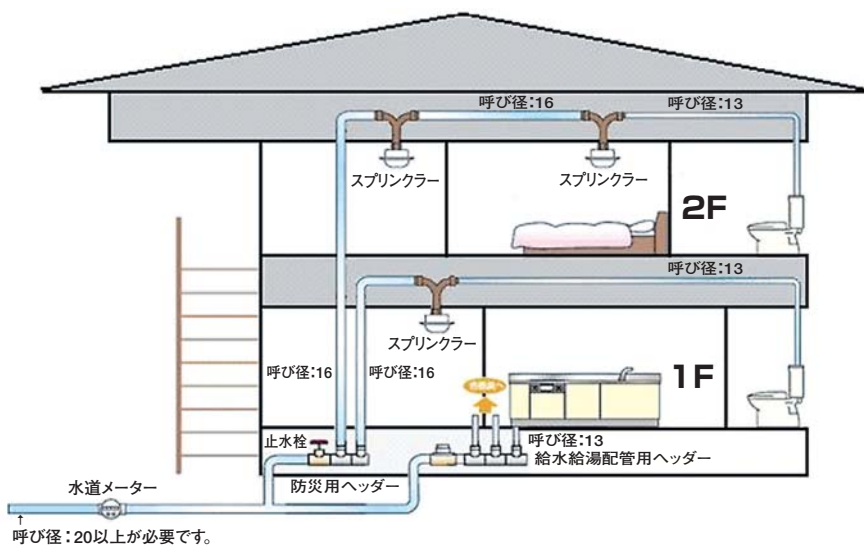
ア 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に伝達することができるものであること。

イ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ウ イにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

エ 電池を用いるものにおいて、電池の交換が容

(図) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置例



易にできること及び電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により表示し、又は音響により伝達することができること。

オ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあっては15分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあっては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

カ 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報をそれ以外の連動型警報機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

③ 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器に関する性能等について、②のほか、以下のように定めること。

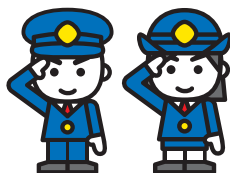
ア 電源表示灯が設けられている場合は、火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるものであっても、電力の供給が停止した旨を発信する機能は不要とすること。(第8条第14号関係)

イ 自動試験機能等対応型のものにおいて、滴下試験及び腐食試験を不要とすること。(第21条の2及び第22条関係)

④ その他所要の規定の整備を図ること。

## 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(1)②及び⑤、(3)、(4)②及び③のうち補助水槽に係る部分、(5)並びに(6)①のうち令別表第一(6)項口に係る規定は、平成21年4月1日から施行する。



## 住宅用火災警報器の設置推進に向けた 施策展開方針について —住宅用火災警報器設置推進基本方針の決定—

### 予防課

前号では、昨年12月に開催された「住宅用火災警報器設置推進会議」を契機とする住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及に向けた新体制について、その概要を紹介しました。ここでは、同会議が決定した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」について、その具体的な内容やイメージを紹介します。

本方針は、住警器の早期普及に向けた施策の位置付けと、本施策を総合的に推進していく上での基本的な考え方を示すものです。

### 1 方針の位置付けと目標

はじめに、住宅火災による死者数が毎年1,000人を超える危機的状況であるとの認識のもと、住警器の普及を住宅防火対策の「切り札」として位置付け、これを国民運動的に展開していくことを目指しています。

本方針の目標として、既存住宅への住警器の設置及び維持の義務化が全国展開される平成23年6月までに、すべての住宅に住警器を設置することを目指しています。我が国に先駆け義務化を進めた米国においては、住警器の普及に伴い住宅火災による死者数が半減する効果が現れており、我が国においてもこの目標の達成により死者が半減するものと期待されます。

### 2 基本的な考え方

次に、推進方策の基本的な考え方として、「地域密着」、「幅広い分野の参加」、「推進状況管理」の3点を挙げています。

#### ○ 地域密着

住宅火災による死者数の低減を図るため、平成16年の消防法改正によりすべての住宅に住警器の設置が義務付けられましたが、全国約4,700万世帯と対象数が膨大であることなど、住警器の設置推進には課題もあります。

これまでに住警器の普及に成功している地域の多くは、消防署及び消防本部が中心となりつつも、消防団、婦人（女性）

防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域コミュニティと連携し、共同購入や個々の住宅に訪問しての呼びかけ、取付け支援の実施など、地域に密着した取組を展開してきています。個人が私生活を営む場である住宅への住警器設置を促進するためには、地域コミュニティを活用した住民への直接的な働きかけが極めて有効です。そのため、今後の住警器の設置推進については、このような地域コミュニティを活用した地域密着型の取組を進めることを基本としています。

#### ○ 幅広い分野の参加

また、膨大な数の既存住宅に対し、防火対策の「切り札」である住警器の設置を強力に推進するためには、消防機関や住宅関係者のみが設置を呼びかけるだけでなく、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対しても、早期普及に係る取組への参加・協力を求めていくことが必要であり、社会全体の課題として国民運動的な展開を図ることとしています。

#### ○ 推進状況管理

さらに、住警器の早期普及の推進力として、推進状況及び普及率を定期的に把握し、その結果を公表することとしています。これは、効果的な施策展開のため、PDCAサイクルを導入し、これを住警器の早期普及の推進力とすることを期待するものです。

例えば、消防署管内や消防本部全体での普及率を把握するのみならず、町丁目単位など取組を行う地域できめ細かく普及状況を把握し、各地域間での取組と設置推進状況を比較するなどにより、普及が十分に進んでいない地域への重点化や、他の地域における成功事例を参考とするなどの検討を行い、必要に応じて対策の見直しを図ることなどが想定されます。この施策見直しサイクルを絶えることなく継続することで、取組にあたる主体の意識を喚起しながら効率的な推進を目指すこととしています。

住警器の早期普及に係る地域的な取組について、関係者のみならず地域住民の理解を深めるとともに、創意工夫及び自主的・自発的な取組が促進され、地域間が競い合いながらよ





り良い施策を展開する社会的気運が醸成されることで、住警器の早期普及の国民運動の活性化につながることを期待するものです。

### 3 地域推進組織の整備等

以上の基本的な考え方により、住警器の設置推進を強力に推進していくため、活動主体となる地域コミュニティに身近な消防署又は消防本部を単位とした地域推進組織を整備することとしています。関係者が一堂に会して取組方針を検討し、個々の推進方策の内容に応じた連携及び調整を図り、推進活動の実施プランを策定することで、地域の実情に即した取組を展開していこうとするものです。

例えば、一般市街地においては従来から住宅防火対策として行ってきた防火訪問を活用して住警器の設置推進活動を展開すること、農村地域においては農協等と連携して住民説明会を行うこと、新興住宅地や中心市街地では不動産事業者や商店会と連携した施策を展開することなど、地区ごとの特性に合わせて活動方策を検討することが想定されます。また、独

居高齢者等世帯に対しては福祉関係者と連携して重点的な防火訪問を行うこと、子育て世帯についてはPTAなど学校関係者と連携すること、その他の世帯については地域マスコミと連携して共同購入のPRを行うことなど、世帯特性を踏まえて対象ごとに活動方策を検討することも想定されます。

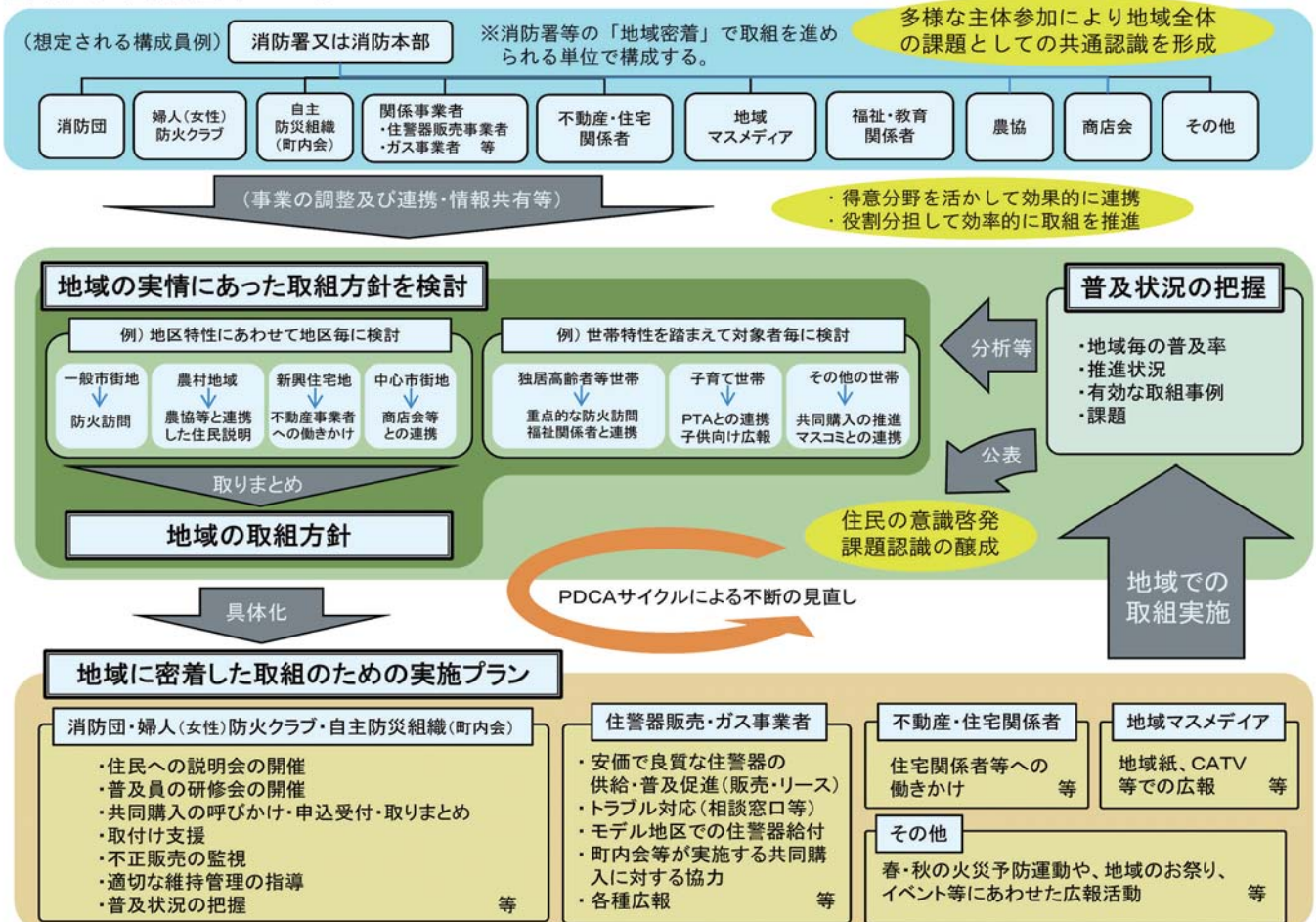
このような検討を通じて、関係者間で当該地域における特性や住警器設置推進に係る課題を共有し、個々の推進方策の内容に応じた活動の連携及び調整を行うことで、地域の実情に即した実施プランが策定されることが期待されます。

地域推進組織を中心に、地域に密着した活動の検討、実施プランの策定、活動の展開、推進状況の把握を行い、その結果を踏まえてPDCAサイクルによる不断の見直しを図ることで、住警器の早期設置を強力に推進していくことを目指すものです。

### 4 おわりに

消防庁としても、本基本方針に沿った各地域での施策の推進状況等について、今後、適宜調査を行い、今回の運動の全国的展開を推進していく予定です。

### 地域での推進イメージ





## 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の情報受信機関の拡大等について

### 国民保護室・国民保護運用室

#### 1 J-ALERTの概要

##### (1) 整備推進への取組と運用状況

武力攻撃事態等において、住民の避難を的確かつ迅速に行うためには、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態等に関する情報を、迅速に住民に伝達できるシステムを構築しておくことが大変重要です。また、緊急地震速報や津波情報等の自然災害に関する情報についても、できる限り迅速な伝達が強く求められており、そのための瞬時の情報伝達システムの構築が喫緊の課題となっています。

消防庁では、弾道ミサイル発射情報をはじめ、緊急地震速報、津波警報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を通じて、直接、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動させることによりサイレン等を吹鳴させ、瞬時に住民に伝達する全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）

の整備の促進に取り組んでいます。

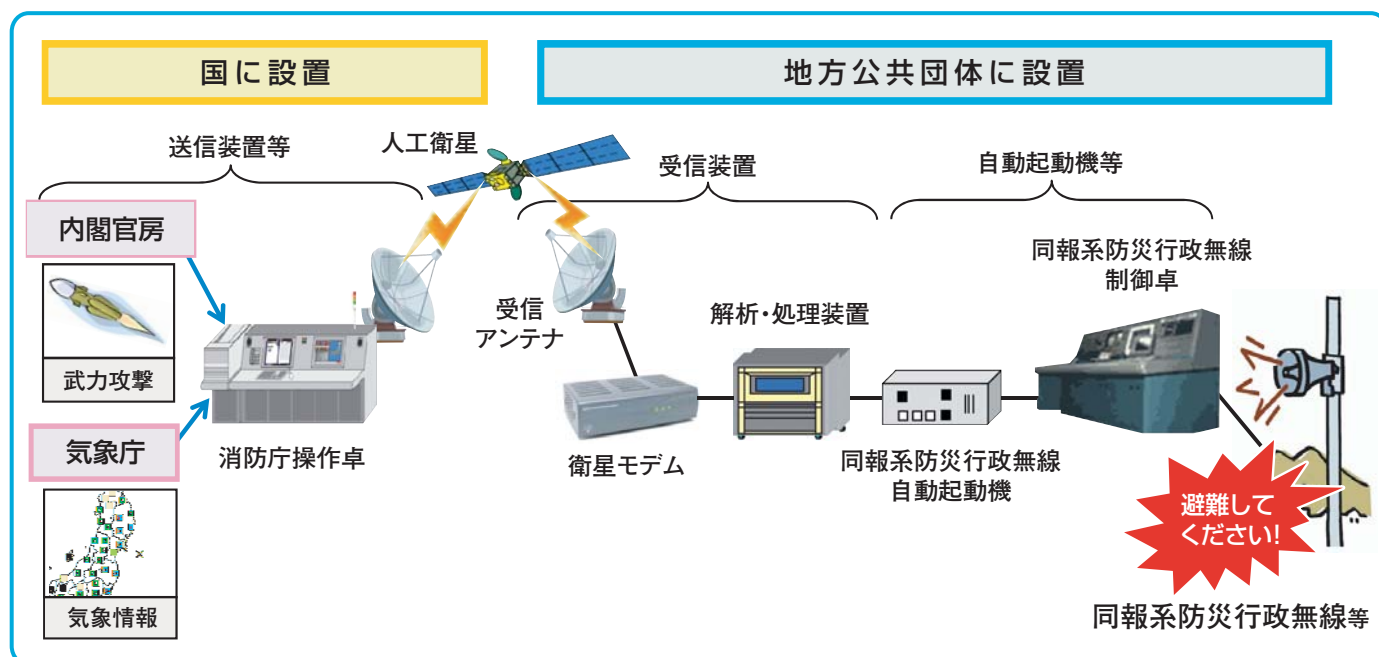
そのための施策として、消防庁は、これまでに受信装置を構成する衛星モデムの地方公共団体への配備を進めてきました。また、機器整備の財源に地方債（防災基盤整備事業（特に推進すべき事業）として、事業費の90%に対して防災対策事業債を充当し、その元利償還金の50%を交付税算入）を充てることができるようにしている等、地方公共団体によるシステム整備の取組を支援しているところです。

平成21年1月9日現在、J-ALERTは43都道府県及び150市区町村において運用されています（情報の受信のみの団体を含む）。

##### (2) 送信情報と放送内容

消防庁では、J-ALERTの運用について、平成17年度に「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討

図1 J-ALERTの概要図





会」において検討を行い、平成19年2月9日から情報の送信を開始しました。また、平成19年10月1日から、気象庁による一般国民向けの緊急地震速報の提供が開始されたことに伴い、当該情報の送信も開始しています。

表 送信情報の一覧

- 〔1〕 津波警報（オオツナミ）
- 〔2〕 津波警報（ツナミ）
- 〔3〕 緊急火山情報
- 〔4〕 緊急地震速報
- 〔5〕 津波注意報
- 〔6〕 臨時火山情報
- 〔7〕 火山観測情報
- 〔8〕 東海地震予知情報
- 〔9〕 東海地震注意情報
- 〔10〕 東海地震観測情報
- 〔11〕 震度速報
- 〔12〕 気象警報
- 〔13〕 弾道ミサイル情報
- 〔14〕 航空攻撃情報
- 〔15〕 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 〔16〕 大規模テロ情報
- 〔17〕 震源・震度に関する情報
- 〔18〕 気象注意報

J-ALERTによる情報伝達は、同報系防災行政無線等の市区町村の設備を使用すること等から、どのような情報をJ-ALERTを用いて住民に伝達するかについて（同報系防災行政無線自動起動機の設定による。）は、最終的には、市区町村が判断することとなります。

しかしながら、表中の〔1〕～〔4〕、〔13〕～〔16〕の情報については、基本的に、国が第一報を覚知すると考えられること、極めて短時間での瞬時情報伝達と住民避難が必要となること、災害が発生した場合に大きな被害が予測されることから、他の手段による伝達に加え、対象となる地方公共団体において、原則としてJ-ALERTによる住民への伝達も行うこととしています。

自然災害情報（緊急地震速報を除く。）に関しては、以下の理由から、基本的に、国側で統一的又は標準的な放送内容の設定を行わず、参考となる放送文言例や音声、考え方を示すこととし、それを踏まえて地方公共団体において、放送内容を関連機器設置時に事前に音声登録することとしています。

- ① 同報系防災行政無線等の屋外スピーカーの設置状況が地方公共団体ごとに異なり、反響の状況や放送スピードが千差万別であること。  
(例：放送スピードが遅い場合は短めの放送、速い場合はサイレンやメッセージ量も多い等。)
- ② 地形により放送内容が千差万別（例：河川や海岸の有無）であること。
- ③ 従来の経緯から、放送呼びかけ方法が地方公共団体ごとに異なること。  
(例：「こちらは防災〇〇です」、「広報〇〇」、挿入無し等、冒頭の呼びかけが団体ごとに分かれる。)
- ④ 大半の地方公共団体が既に知見を有し、地方公共団体固有の放送音声も有しているため、その転用により、放送音声の吹き込みが容易であること（緊急地震速報を除く。）。)

## 2 情報受信機関の拡大

従来、J-ALERTは、市区町村の同報系防災行政無線を自動で起動させて住民に警報を伝達することを主な目的として整備されてきたため、その受信及び活用については地方公共団体に限っていました。しかしながら、J-ALERTの情報は、災害時における防災関係機関の初動体制の強化や、公共施設の在館者の安全確保にも活用が可能であり、いくつかの機関から情報の受信の要望も受けていたことから、J-ALERTの情報を受信できる機関の拡大について検討してきました。

その結果、住民の生命、身体及び財産の災害等からの保護に資すること、及びJ-ALERTの情報をを用いて収益事業を行うことはないこと等の理由から、指定行政機関（気象庁等）、指定地方行政機関（管区警察局等）、その

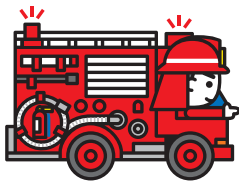


図2 情報受信機関の拡大

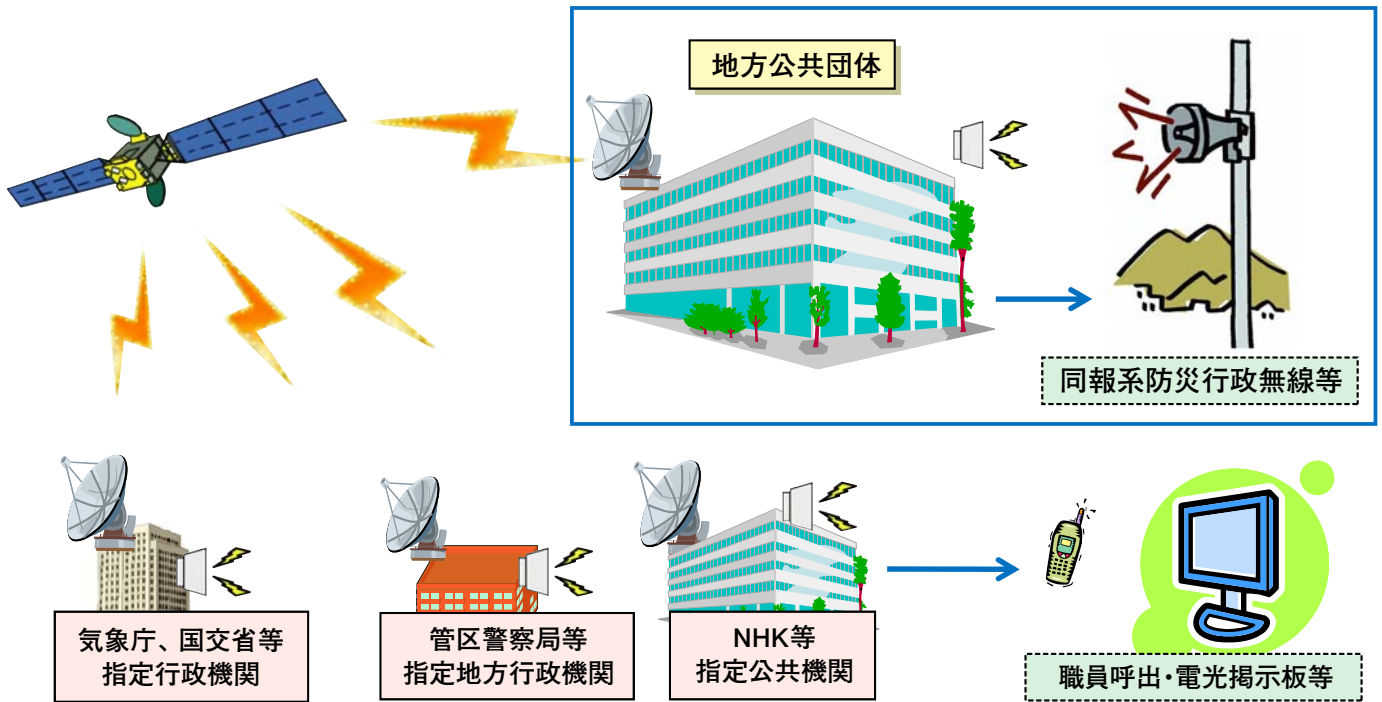
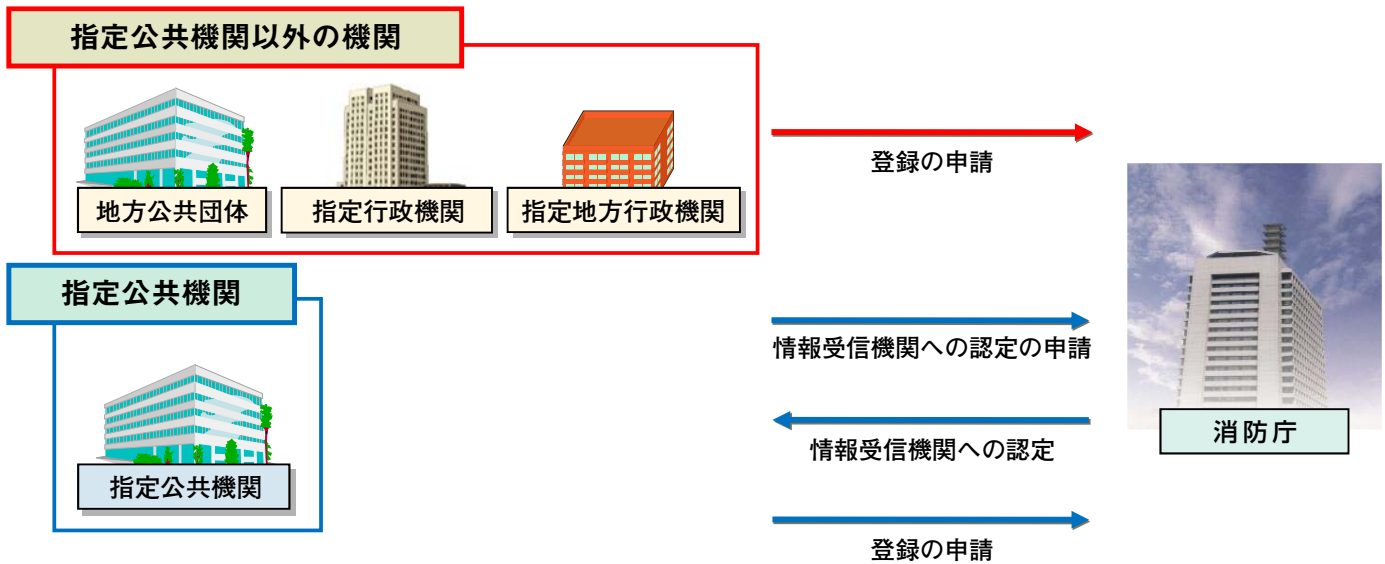


図3 登録申請の流れ



他の国の機関（裁判所等）及び指定公共機関（NHK等）のうち国民保護運用室長が認めるものについて、新たにJ-ALERTの情報受信機関の対象に加えることとし、それを規定した「全国瞬時警報システム業務規程」を新たに整備しました。

新たに加えられた機関のうち、指定公共機関以外の機関については、地方公共団体と同様、消防庁に対し申請することでJ-ALERTの情報の受信及び活用を行うことが

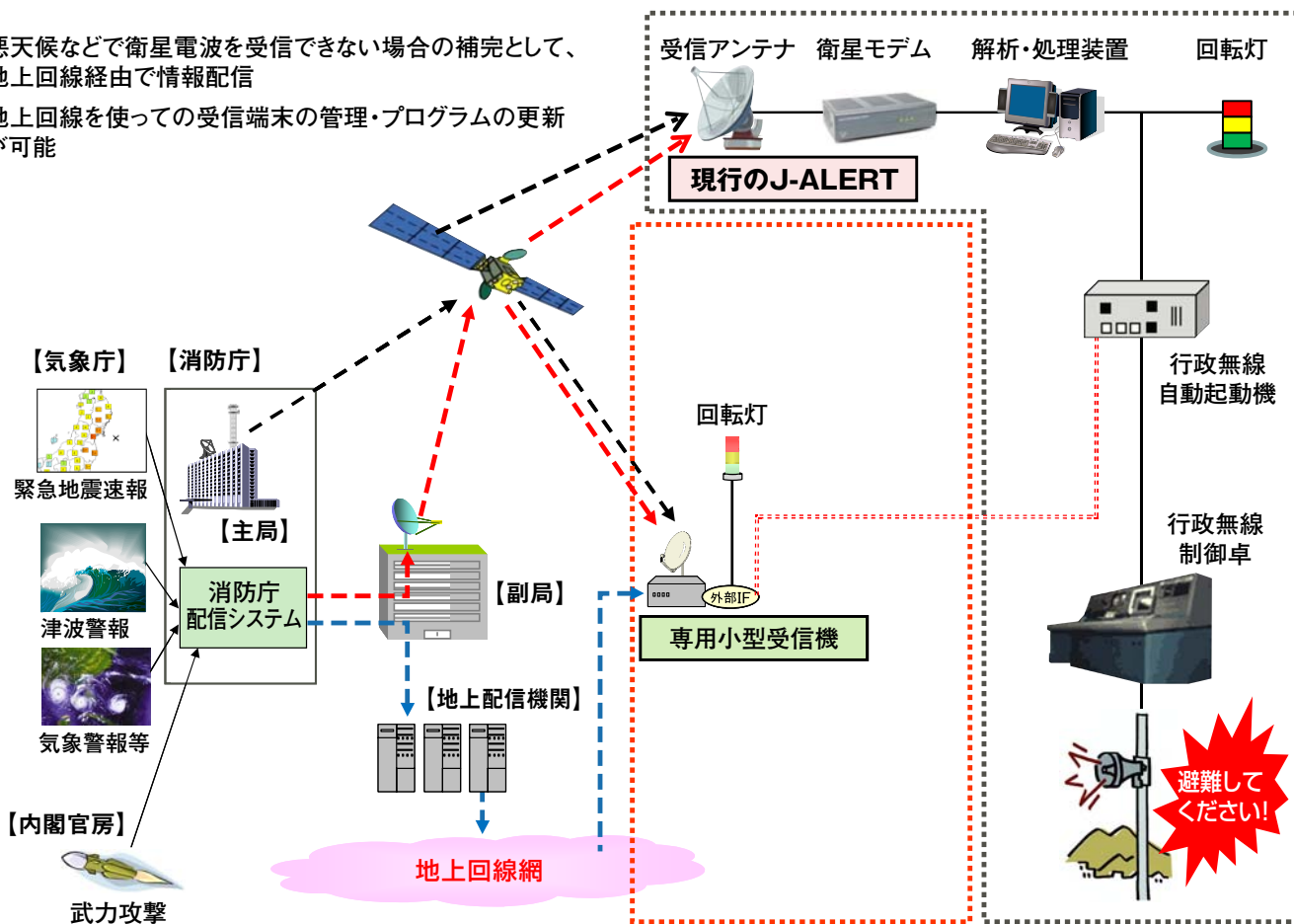
できます。

指定公共機関が情報の受信及び活用を行おうとする場合は、J-ALERTの情報をを用いて収益事業を行わない等の要件を満たした上で、情報受信機関としての認定を受ける必要があります。

これらの機関は、J-ALERTの情報を館内放送、電光掲示板への掲載、職員の呼出、他の防災関連システムとの連携等に活用することとなります。

図4 情報の地上配信

- 悪天候などで衛星電波を受信できない場合の補完として、地上回線経由で情報配信
- 地上回線を使っでの受信端末の管理・プログラムの更新が可能



### 3 地上回線による情報の配信

J-ALERTは、情報の伝達に人工衛星を利用することから、集中豪雨等により電波が減衰し、情報の受信ができないことがあります（年平均10分程度）。消防庁では、これを防ぐため、東京都千代田区霞が関の送信局（主局）のほか、山口県にも送信局（副局）を設け、送信局の2局化を図ってきましたが、情報伝達ルートの変更による多重化による確実な情報伝達のため、地上回線（インターネット）によるJ-ALERTの情報の配信が財団法人自治体衛星通信機構により行われることとなりました。

これに併せ、同機構により、地上回線による配信が受けられるJ-ALERT専用小型受信機が開発されています。

これにより、情報伝達ルートの多重化はもとより、受信機の状態確認や、従来、担当職員が手作業で行っていたソフトウェアの更新をオンラインで行うことが可能となり、システムの安定性の向上や担当職員の負担軽減を

図ることができるようになりました。

### 4 今後の取組

今後、消防庁では、同報系防災行政無線の早期整備が困難な地方公共団体において、MCA無線やコミュニティFMなど多様な伝達手段を用いて住民に情報伝達することや、新たに開発されたJ-ALERT専用小型受信機を用いて、学校や病院等において情報を直接受信できるようにするなど、利用範囲の拡大に取り組んでまいります。

また、ミサイル発射や大地震は、頻繁に起こることではないため、J-ALERTの存在があまり住民に知られていないことから、住民が普段でもJ-ALERTの音声を聞くことができる仕組みを導入し、音による機器の動作確認や避難訓練のための音声を追加できるようシステムの改良を図ってまいります。

## 平成21年度広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動することが強く望まれます。

消防庁では、国民の安心・安全を維持向上させていくため、地域における消防防災力の強化、危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保などを目的とし、積極的に広報活動を展開することとしています。

詳しくは、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) をご覧ください。

### 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上では、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村消防の広域化を推進していくこととした。このような市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メールマガジンや消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図る。
防火対象物の防火安全対策の徹底	個室ビデオ店などの個室型店舗や福祉施設、温泉施設等の小規模防火対象物に係る防火安全対策について、制度改正を踏まえ、小規模施設に特徴的な危険要因と安全対策の推進を周知するとともに、法令基準の適合確保のため違反是正に対する意識啓発を図るため、消防機関及び施設関係者等に広く広報する。また、防火管理体制の一層の充実を図るため、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の定着化と制度に基づく防火セーフティマーク（防火優良認定証、防火基準点検済証）の表示の意義を広く施設関係者及び国民に広報する。さらに、大規模・高層の民間事業所における自衛消防力の確保について、消防法改正を踏まえ、施設関係者及び国民に広報する。
防災拠点の耐震化の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成19年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、62.5%であることから、消防庁では、「公共施設等耐震化事業」の積極的活用を図るとともに、平成19年度からの5年間で耐震診断率を100%にすることを目指し、診断に要する経費について地方交付税措置を講じる（平成19年度末の耐震診断率63.8%）。さらに、耐震診断・改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「耐震化促進ナビ」を作成し、公表することにより、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化促進を図っていることを周知する。
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き、部隊及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な消防応援を行うため、後方支援体制の充実を図る。また、指揮・連携能力を向上させるため、関係機関と連携したより実践的な地域ブロック合同訓練及び東南海・南海地震を想定した全国規模の消防応援活動調整本部等全国運用訓練を実施する。これらの、緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民に対し広報する。
国民保護体制などの危機管理体制の強化	国民保護は、すべての都道府県とほとんどの市町村において国民保護計画が作成され、組織・体制の整備から運用の段階に入っている。このため、国民保護計画の実効性を高めるために必要な国民保護訓練を実施・促進し、住民や地方公共団体職員に対し国民保護の仕組みや大切さの普及・啓発を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や、安否情報システムについて住民や地方公共団体職員などに対し広報する。また、地方公共団体には、国民保護関連事案に対する体制の整備はもとより、相次ぐ地震等の自然災害やインフラ関連の事故、新たな感染症など、住民の安心・安全が脅かす事案に対しても的確かつ迅速な対応が強く求められている。このため、危機管理対応方策についての検討や、危機管理の普及啓発、研修等、消防庁の取組について、国民に広く理解していただけるよう広報する。

<p>救急需要対策の推進</p>	<p>救急出場件数は、年々増加し、平成19年中は、529万件に達している。過去10年の救急出場件数の増加率は、約52%であるのに比し、救急隊数の増加は、約8%にとどまっている。このため、救急隊1隊あたりの出場件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は、遅延傾向にある。今後も高齢化や住民意識の変化等により救急出場件数の増加が懸念されており、増加する救急需要への対応が喫緊の課題となっていることから、消防庁では、平成17年度には、民間活用に関する検討会及び救急需要対策に関する検討会を、平成18年度から、救急業務におけるトリアージに関する検討を進めており、平成20年度においては、トリアージ導入に向けた制度設計等について検討を行っている。また、現在、このような状況に対応し、各消防本部では、市民への情報提供サービスの充実が図られ、救急車の適正利用の普及促進が進められており、消防庁においても、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう、各種検討会の結果、救急車の適正利用等について理解が得られるよう、国民に対し広報する。</p>
<p>住宅防火対策の推進 —住宅用火災警報器等設置の推進—</p>	<p>住宅火災における死者数は、平成15年以降5年連続して1,000人を超える高い値で推移し、特に、65歳以上の高齢者が占める割合は約6割となっており、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念される。このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置及び維持が義務付けられ、平成23年6月までには全国展開されることになっているが、その普及は十分には進んでいない状況である。住警器の早期普及は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く国民に対して、住警器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施する。あわせて、住宅火災の被害の軽減を図るため、エプロン、寝具類、カーテン等の防災品の有効性についても広報する。</p>
<p>地域防災スクールの推進</p>	<p>地域の防災力の向上のため、児童、生徒に発達段階に応じて体系的に防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制をセーブしていくことが重要である。また、地域住民に対しても防火防災や消防に対する理解促進について体系的に学ぶ機会を確保していくことが重要である。消防庁では、体系的な防災教育の自治体による取組を「地域防災スクール」として推進しており、各都道府県及び市(区)町村においては、消防職団員をはじめ、防災担当職員や有識者等が講師となり、児童・生徒や地域住民に対して防災知識等の講義とともに、初期消火、応急手当等の実技など、防災教育に関する教育・訓練の推進を図るため、その重要性を広く国民に周知する。</p>
<p>災害時要援護者対策の促進</p>	<p>大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、それらの者に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を促進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。</p>
<p>地震、風水害、火山災害、雪害に関する防災知識の普及啓発</p>	<p>地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に止めるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
<p>住民等による自発的防災活動の推進</p>	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。</p>
<p>放火火災予防対策の推進</p>	<p>放火による火災は、平成9年以降11年連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。このため、消防庁では、「放火火災防止戦略プラン」に基づく地域等の戦略プランの評価シートの収集・分析並びにプランの改定及び放火危険度データベースの開発を進め、地域による科学的な「放火されない環境づくり」の取組を一層推進していく。あわせて、放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。</p>
<p>産業施設の防災対策の推進</p>	<p>我が国における火災、流出等の危険物事故は増加の一途をたどっており、平成19年中における事故発生件数は、過去最悪を更新している。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、危険物施設の適切な管理、危険物の安全な取扱いなどについて、国民及び事業者に広報する。</p>
<p>救急救命士の処置範囲の拡大</p>	<p>心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から、また、薬剤投与についても、平成18年4月から実施されている。このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。</p>
<p>住民に対する応急手当の普及啓発</p>	<p>救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成19年中の平均で7.0分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」が繋がれば、救命効果の向上が図られる。平成19年中における応急手当講習受講者が約157万人と過去最高となったが、消防庁としては、今後も、住民自らが自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

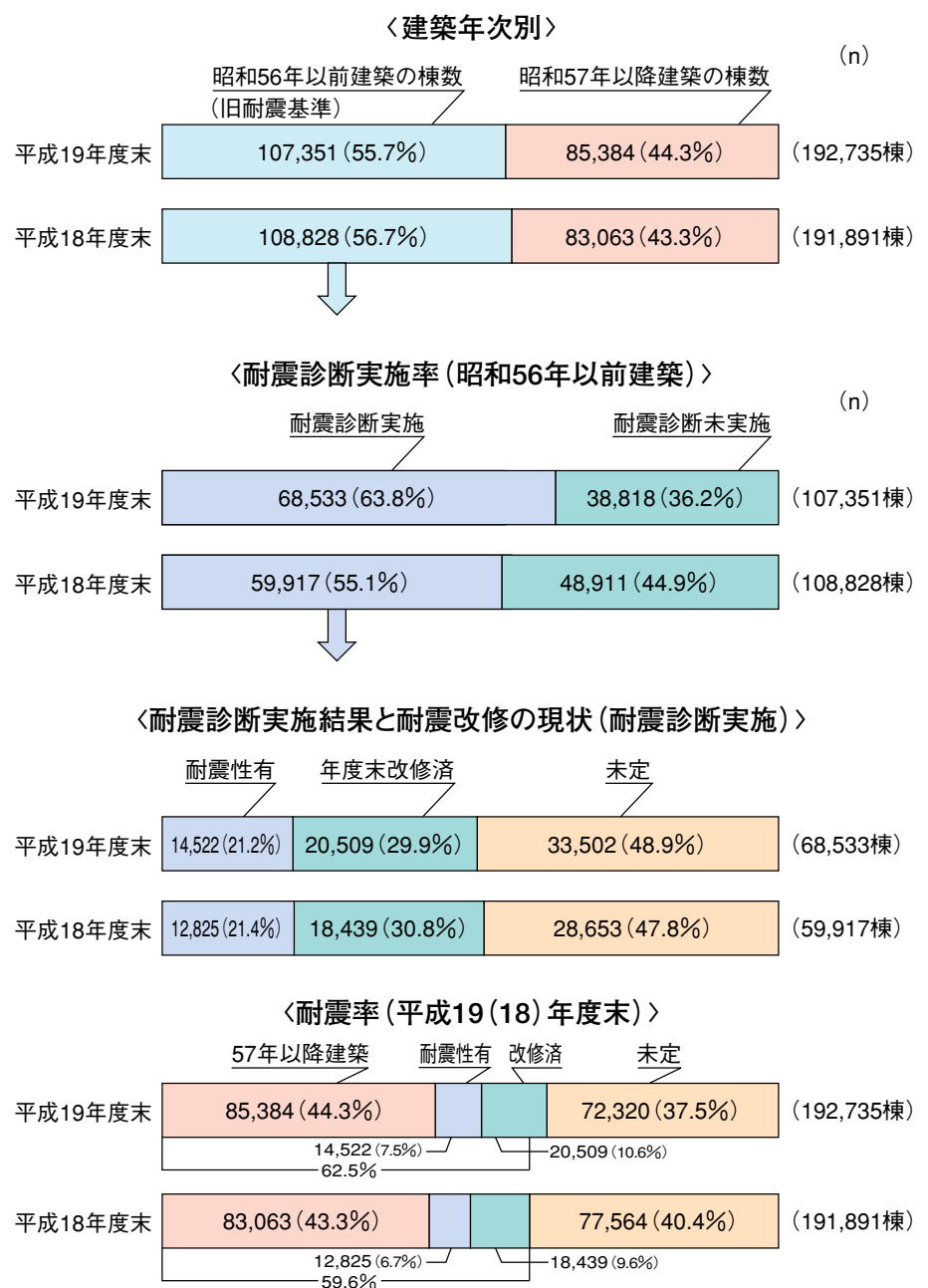
防災課

平成7年の阪神・淡路大震災では、全半壊した建築物は約25万棟にも及び、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、平成16年の新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が被災により使用不可能となる事態が発生しました。さらに、海外の事例を含めると、平成20年5月に発生した中国四川省の大地震では、多くの学校や病院施設の倒壊により多くの犠牲者が発生し、甚大な被害となりました。

国や地方公共団体が所有又は管理する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設です。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう災害の発生や被害の拡大を招くおそれがあります。

別図 地方公共団体の公共施設等の耐震化の状況



次の建築物を耐震性が確保されているものとして集計

- ・昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- ・昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- ・耐震改修整備を実施した建築物



災害応急対策等を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

## 1. 調査の目的

公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、これら施設を対象とした平成19年度末の耐震化の進捗状況を確認するため、調査を実施しました。

## 2. 調査結果

### ○調査時点

平成19年度末の耐震化の進捗状況を調査

### ○調査対象棟数(別図(前頁)参照)

平成19年度末現在で地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等は19万2,735棟で、このうち10万7,351棟(55.7%)が旧耐震基準で建築されたものです。平成18年度末現在の19万1,891棟及び10万8,828棟(56.7%)と比べ、防災拠点として使用する公共施設等の棟数は増加、旧耐震基準による棟数は減少しています。

### ○総括(別表参照)

平成18年度と平成19年度を比較すると耐震率が2.9ポイント増加しており、地方公共団体の耐震化に係る取組

別表 耐震化の進捗状況

項目	区分	平成19年度末 (今回調査)		平成18年度末 (前回調査)
			増減	
耐震診断 実施率	合計	63.8%	8.7%	55.1%
	都道府県	70.9%	6.8%	64.1%
	市町村	62.9%	9.2%	53.7%
耐震措置率 (当該年度末)	合計	51.1%	△1.1%	52.2%
	都道府県	56.2%	0.9%	55.3%
	市町村	50.3%	△1.3%	51.6%
耐震率 (当該年度末)	合計	62.5%	2.9%	59.6%
	都道府県	67.4%	3.6%	63.8%
	市町村	61.8%	2.9%	58.9%

が着実に進捗しているものの、耐震診断結果に基づく耐震措置の実施が追いついていないという現状が推測されます。

また、市町村にあつては、都道府県と比べ耐震診断実施率、耐震率ともに低く、市町村の耐震化に係る取組の推進が望まれます。

## 3. 今後の対応

防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進捗しているものの、十分とは言えず、耐震性に関するリストの作成・公表や具体的な数値目標の設定など、耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

総務省及び消防庁においては、地方債・地方交付税による財政支援を講じているところですが、今後とも、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化の推進を求めるとともに地方公共団体の取組を支援していきます。

## 減圧法による強化プラスチック製二重殻タンクの 外殻の漏れ点検について

危険物保安室

### 1. 背景

危険物施設の地下貯蔵タンクは、その構造により大きく分類すると、鋼製一重殻タンクと3種類の二重殻タンクがあります。二重殻タンクについては、構成部材の材質により、外殻と内殻が鋼製である鋼製二重殻タンク、外殻が強化プラスチック製で内殻が鋼製である鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、そして外殻と内殻が強化プラスチック製である強化プラスチック製二重殻タンクに分類されます(図1参照)。

強化プラスチック製二重殻タンクについては、消防法第14条の3の2に基づく定期点検において、強化プラスチック製の外殻について3年に1度の漏れ点検を実施する必要があります(外殻と内殻との間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているものは点検が不要です)。

強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検の方法については、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第2項第1号に規定するガス加圧法又は同項第3号に規定するその他の方法により実施

することとされています。現在のところ、強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検のほとんどがガス加圧法により実施されていますが、ガス加圧法による点検の際に、一部の強化プラスチック製二重殻タンクについては、内殻に内側から圧力(内圧)をかける必要があるため、ガソリン等の貯蔵液をいったん汲み上げなければならず、汲み上げ作業に火災危険が伴うことから、そのような作業が不要である減圧法による点検方法の導入が求められていました。

### 2. 減圧法による強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検方法の検討

強化プラスチック製二重殻タンクの減圧法が漏れの点検として十分に機能するかどうかを確認するため、平成17年から技術的な検討を行ってきました。具体的には、強化プラスチック製二重殻タンクの実験モデルの外殻に0.3mmの疑似漏えい穴を作成し、外殻と内殻との間げきを減圧した状態で疑似漏えい穴からの漏れ流量を実験により求め、外殻に漏えい穴があった場合に減圧状態にある

図1 二重殻タンクの種類とその構造

タンクの種類	鋼製二重殻タンク (SS二重殻タンク)	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク (SF二重殻タンク)	強化プラスチック製二重殻タンク (FF二重殻タンク)
二重殻タンクの構造 (断面図)			
規定条文	危政令第13条第2項第3号イ+同条第2項第1号イ	危政令第13条第2項第3号イ+同条第2項第1号ロ	危政令第13条第2項第3号ロ+同条第2項第1号ロ

※危政令：危険物の規制に関する政令

間げきの圧力が10%上昇するのに要する時間(漏れの有無の判定に必要な試験時間)を検討しました。その結果、容量50ℓ以下の強化プラスチック製二重殻タンクについては、減圧法による点検が外殻の漏れ点検として有効であるという結論が得られましたので、「強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検について」(平成20年12月2日付け消防危第386号。以下「386号通知」という。)により各都道府県に通知しました。

以下、減圧法による漏れ点検の概要について紹介します。

### 3. 減圧法による強化プラスチック製二重殻タンクの外殻の漏れ点検の概要

#### (1) 対象となるタンク

容量50ℓ以下の強化プラスチック製二重殻タンク。

#### (2) 漏れ点検の方法

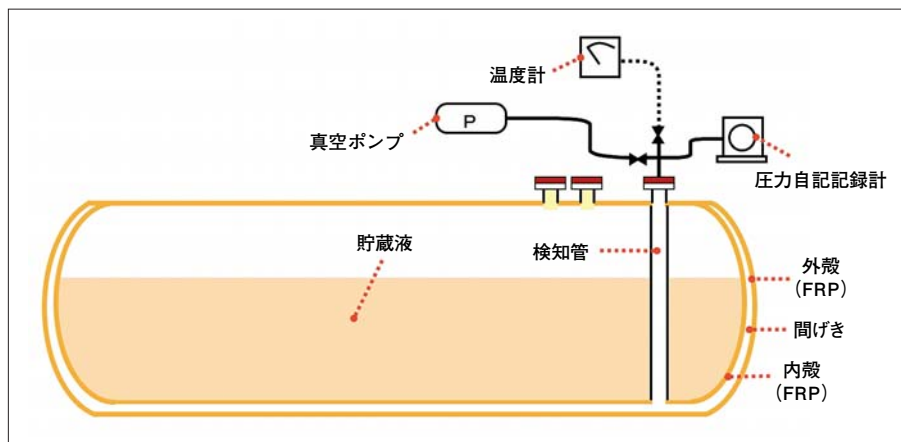
強化プラスチック製二重殻タンクの内殻と外殻との間げきの圧力を20kPa減圧し、減圧終了後15分間静置した後、105分間の圧力の上昇が10%以下であること。

#### (3) 漏れ点検の実施要領

##### ア 点検の準備と手順

地下貯蔵タンクの開口部をバルブ、止め板、閉鎖工具等で閉鎖し、圧力計(圧力自記記録計)、温度計、真空ポンプを取り付ける(図2参照)。

図2 減圧法点検器具設置例



#### イ 減圧の方法

- ① 圧力計を監視しながら真空ポンプにより1 kPa/min程度の速度で20kPa(試験圧力)減圧し、その後、120分以上の圧力変動値を計測する。
- ② 試験前後の地下タンク内温度(気相部及び液相部)及び気温並びにその間の気象変化を記録する。
- ③ 減圧後15分間の静置時間の圧力上昇が試験圧力の15%以下であることを確認する。

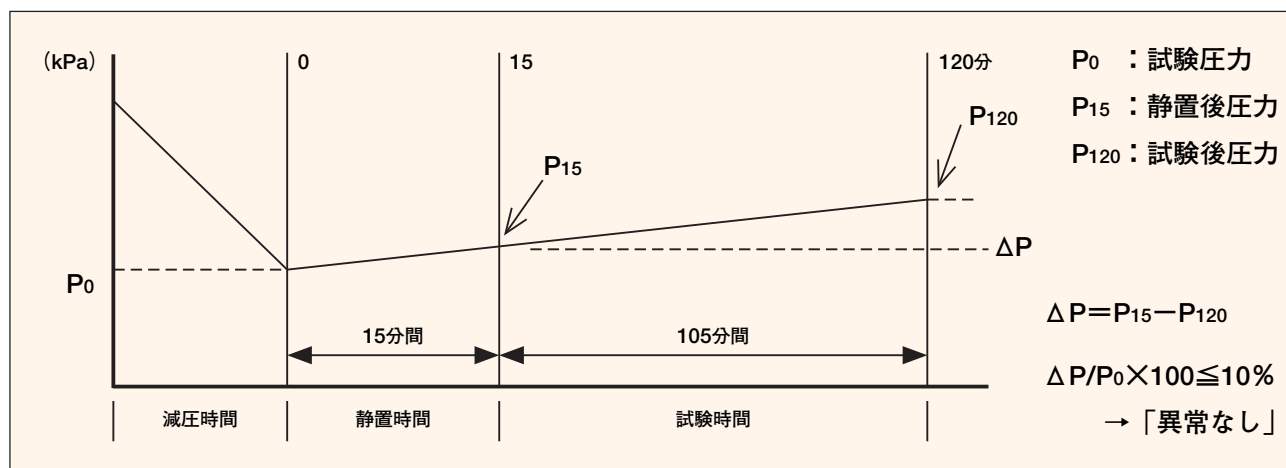
#### ウ 判定方法

減圧後15分間の静置時間において、その後105分間の圧力の上昇が試験圧力の10%以下の場合は「異常なし」とする(図3参照)。

#### エ その他

安全対策や留意事項については、386号通知に記載していますので参照してください。

図3 測定の流れと圧力変化



# 第17回全国救急隊員シンポジウムが熊本県で開催

## 救急企画室

「第17回全国救急隊員シンポジウム」が、財団法人救急振興財団と熊本市消防局との共催により、1月29日(木)と30日(金)の二日間にわたって、熊本県(グランメッセ熊本)で開催されました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、全国の救急隊員等の消防職員、都道府県及び消防学校の職員、医療従事者等関係者を対象として、実務的観点からの研究発表や意見交換、救急業務に関する研究発表や最新の医学知識等を学ぶ場を設け、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的とし、救急隊員相互の交流の場を提供するものです。本シンポジウムは、救急救命士制度発足間もない平成4年度より毎年一回、救急振興財団と全国の政令市を中心とする各消防本部とで共同開催され、消防の救急業務の発展に寄与してきました。

### ○ 今回のシンポジウムの内容について

熊本県での開催となった今回のシンポジウムでは、「集え・救急現場の声！救急隊員の未来像を熊本から」というメインテーマを掲げ開催されました。

基調講演として、「救急現場の声と救急隊員の未来像—医療現場の視点から—」というテーマで昭和大学の<sup>あるが</sup>有賀徹教授から、「救急隊員は専門職であり、社会からの信頼を受けて高度の裁量が委ねられていると同時に、自主的な規律を有する。自らのキャリアアップを自らが行き、専門職としての誇りと高い士気をもって学び実践することこそ救急隊員の未来像への鍵となる」というご講演がありました。

また、公開講座として「市民のための救急講習」と題し、一般の市民の方々を対象とした救命講習を実施し、多数の参加を得ました。その他、教育講演では「ガイドライン2010の動向と救急隊員の使命」、シンポジウムでは「救急医療体制の充実・強化—消防機関と医療機関の連携—」、一般発表では「活動研究」等、種々のプログラムを通じて、多くの消防職員が学び、発表に対して意見や質問を行い、また、日ごろの研鑽を積み重ねた研究成果を発表しました。

どの会場においても、熱のこもった講師やパ

ネリストに対し、熱心に聞き入るプログラム参加者の姿を見ることが出来ました。

今回の全国救急隊員シンポジウムでは、最終日に総合討論が実施され、目指すべき救急隊員の未来像とは何かを参加者全員で討議し、救急隊員及び消防組織が今後取り組むべき方向性について「提言」が取りまとめられました(提言については、救急振興財団のホームページ等で発表予定)。

また、初めての試みとして、一般応募演題から「優秀演題」及び「優秀ポスター」が採択されました。

### ○ 地元関係者の熱心な取組

開催期間中、あいにくの雨天にも関わらず、多数の方々が参加され、大変盛大なシンポジウムとなりました。これは、主催者である熊本市消防局のみならず、地元医師会等関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウム運営にあられた、まさにご尽力の賜物であるといえます。今後もこのシンポジウムが救急業務の高度化推進の一翼を担うものとして更なる発展を期待しています。

なお、次回の「第18回全国救急隊員シンポジウム」は、平成21年11月26日(木)及び27日(金)の二日間、石川県金沢市において開催される予定です。



第17回全国救急隊員シンポジウム

# 第55回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日に日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が焼損し、その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなるおそれがあります。貴重な文化財を火災から守るためには、日ごろから防火意識を持ち、関係者だけでなく、地域住民等との連携・協力が必要です。

今年も文化財防火デーの1月26日(月)を中心に、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

## ■平成21年1月23日(金)

訓練場所：東叡山寛永寺とういざんかんえいじ（東京都台東区）

東叡山寛永寺は、寛永2年（1625年）徳川三代将軍家光の時、天海僧正てんかいそうじょうにより建立されました。

徳川将軍家の墓所を芝増上寺せいぞうじ（東京都港区）と二分して菩提寺となっています。

東京消防庁のほか、地元の上野消防団、寛永寺自衛消防隊、上野災害時支援ボランティアなど総勢約160人が参加して行われた訓練を、消防庁長官と文化庁文化財部長が視察しました。

## ■平成21年1月26日(月)

訓練場所：高田本山専修寺たかだほんざんせんじゅうじ（三重県津市）

高田本山専修寺は、真宗高田派の本山で、境内の御廟ごびょうに親鸞聖人の遺骨が納められています。

重要文化財・御影堂みえいどうは、日本でも有数の巨大木造建築物で、1666年（寛文6年）に建立されました。

津市消防本部のほか、地元の津消防団、専修寺自衛消防隊、一身地区自主防災組織いっしんでんなど総勢約140人が参加して行われた訓練を、消防庁長官と文化庁長官が視察しました。



東叡山寛永寺への一斉放水（東京都台東区：消防庁撮影）



岡本保消防庁長官による視察（高田本山専修寺：津市消防本部撮影）



高田本山専修寺への一斉放水（三重県津市：津市消防本部撮影）



奈良県 奈良市消防局  
消防局長 猪岡 秀夫

## 1300年の伝統と継承

奈良市は、近畿地方、紀伊半島の中心で、奈良県の最北部に位置しています。

西暦710年に都が平城京に移り74年間日本の首都として、政治・経済・文化の中心として繁栄し、天平文化の華を咲かせました。「あおによし 奈良の都は 咲く花の 薫ふがごとく 今盛りなり」と万葉集にも歌われ、シルクロードの東の終着地として、先人たちが守り続けた文化遺産が現在まで連綿と受け継がれ、日本人の心の故里として愛されてきました。平成10年には、「古都奈良の文化財」として市内の8資産群が、ユネスコの世界遺産に登録されたことを契機に、関係機関と連携を図りながら国内はもとより全世界に向けて新たな文化の創造と啓発を展開していきたいと考えています。また、西暦2010年(平成22年)には、平城遷都1300年を迎えるにあたり奈良市を中心に各種記念事業の計画をしています。

## 歴史が息吹く古都の守り

当市は、明治31年2月の市制施行以来7回にわたって町村合併が繰り返され行われた結果、市域面積276.86km<sup>2</sup>、人口37万人を擁する中核市として発展を遂げました。

地勢的には、西部地域は、大阪近郊のベッドタウンとして開発された住宅地域であり、中心部は、東大寺・春日大社にみられる1300年の歴史を持つ文化財に囲まれた門前町で古い町並みの残る「ならまち」が存する地域であり、東部

地域は、緑豊かな大和高原を配した地形となっています。市民の貴重な生命・財産を守るため、当局では、1本部5署5分署1出張所384名の消防職員が、1団4方面隊21分団960名の消防団員と両輪の如く防災の要員として日夜防災活動に励んでいるところです。



朱雀門で行われた防災訓練

## 奈良の改新 愛し愛されるまちをめざして

当市は、住民が住み続けたいと思うまちづくりのため、安心・安全に暮らせる近隣コミュニティづくりを進めています。

具体的には、阪神・淡路大震災を契機に奈良市のほぼ全域に結成された自治連合会単位の自主防災組織において災害から身を守る工夫、火災時の消火・避難方法、救命講習などを積極的に実施しています。地震時には、過去の教訓から自助・共助を中心とした日ごろからの地域住民の地縁の大切さと地域コミュニティの大切さを職団員一丸となって訴えています。



市民との交流を通じて  
防火・防災の重要性を訴える

## 『なっぴい』と共に

当消防局では、市民に親しまれる消防を目指して、「奈良の鹿」をモチーフにしたマスコットを検討し、平成10年に職員のアイデアによる雄鹿『なっぴい』が誕生しました。その際愛称を募集したところ「奈(な)良の火事の火(ひ)をぜーんぶなくしてね。」という願いで『なっぴい』に決定しました。誕生以来、消防が行う行事には着ぐるみとして必ず参加するなど、幼少年の人気者として消防広報に活躍しています。



人気者の『なっぴい』

## 明日に向かって

当市は、「世界遺産に学び、ともに歩むまち-なら」を基本理念に歴史的文化遺産や木造建築物による歴史的街並みを後世に伝えるとともに、市民が安心・安全に暮らせるまちを目指し、防災機関が一体となり、市民の生命や財産を災害から守るため、地域と消防が連携し災害に強い人づくり・ものづくりを押し進めるため職団員の結束力をさらに強め安全都市奈良市の建設に精進努力してまいります。

## 厳寒の早朝に「防災とボランティアの日」訓練実施

### 網走地区消防組合消防本部

網走地区消防組合は去る1月18日、防災とボランティアの日に合わせて、網走消防団と合同訓練を実施しました。訓練は平成8年から毎年、厳寒の早朝に実施しており、今回は、都市型救助資機材を活用した中高層ビル火災活動訓練及び雪崩、落雪災害活動訓練を実施しました。雪崩を想定した訓練では、署員による緊急パトロール活動や消防団によるゾンデ検索活動を行い、要救助者の発見から救出までの一連の救助訓練により、冬季災害時の初動体制及び現場活動の指揮・連絡体制を検証しました。



雪崩現場を想定して埋没者を検索

## 「高校生」消防団員が誕生

### 四谷消防団

四谷消防団は去る1月11日、平成21年消防団始式を挙行し、2月から入団する現役女子高校生2名を紹介しました。消防団員となる飯星翔子さんと中越玲子さんはいずれも18歳で新宿区内在住の高校3年生。飯星さんは10歳から、中越さんは12歳から四谷消防少年団に入り、現在も同少年団の準指導員として後輩の指導にあっています。消防少年団員を経験した現役の高校生が消防団員になることは東京消防庁管内でもめずらしく、今後の消防団の活性化に繋がるとして、活躍が期待されています。



消防団始式で2人(写真前列中央)の入団が発表された

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 消防力の低下なき世代交代をめざして

### 春日井市消防本部

春日井市消防本部は、平成20年5月より大量退職時代を迎えるにあたって、消防力の低下なき世代交代を実現するため、35歳以下の若手の職員を対象に技能のスキルアップを目的としたトレーニングを毎月実施しています。去る12月10日、17日、19日に実施したトレーニングには100名の職員が参加し、日ごろの訓練で培った技術及び体力の確認を目的に、消防隊員としての基本技能確認と現場体力測定を行いました。結果は職員にフィードバックし、今後の訓練に活かすことにしています。



煙中からの要救助者救出訓練

## 貴重な文化財を守るために

### 川西市消防本部

川西市消防本部は去る1月26日、文化財防火デーにあわせ、国の重要文化財に指定されている石造の九重塔がある満願寺において、消防訓練を実施しました。訓練は、「九重塔付近の山林より出火し、本堂の金堂への延焼が予測される」との想定で、満願寺自主防災会のメンバーらが参加し初期消火活動を行いました。その後、消防隊が参拝客らの避難誘導を行いつつ山林への放水や本堂を取り囲みながらの一斉放水を行い、火災や災害などから貴重な文化財を次の世代へ引き継ぐことを誓いました。



訓練の最後は本堂を取り囲みながら一斉放水を実施

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより



## 消防団長科(第54期)

消防団長科は、全国の消防団長及び副消防団長を対象とした研修で、消防団組織の上級幹部として必要な知識及び能力を総合的に修得することを目的とした総合教育学科です。

第54期は、平成20年11月26日から12月4日まで学生21名で実施され、卒業生は消防研修所を含め2,179名となりました。

本科では、消防防災行政を取り巻く状況と国の取組の理解を深めるため、消防庁長官講話、消防大学校長講話をはじめ、国民保護行政、応急対策行政の講義や総務省消防庁の消防防災・危機管理センターの視察研修を行いました。

また、消防団の救助活動や災害現場情報の発信など新たな役割の講義として、新潟県中越沖地震や土砂災害の災害対応事例を学び、実際の広域災害を意識するとともに、

消防団本部と災害現場の情報連絡体制の確保をテーマとした、学生参加型の指揮シミュレーション訓練を実施しました。

このほかに、消防団を取り巻く環境の変化に対応できるよう、消防実務管理、消防団運営、女性消防団員の活動等、消防団員の確保や機能別消防団員等の推進事業について学びました。

課題・事例討議では、消防団協力事業所表示制度の取組事例や地域防災活動への事業所の参加を促す施策などの情報提供及び消防団が抱える課題に対する消防団幹部としての取組について検討を行いました。

消防大学校において習得した知識・技術や課題討議での取組を、それぞれの消防団に持ち帰り、更なる活躍をされるよう期待しています。



課題・事例討議



消防防災・危機管理センター



指揮シミュレーション風景



視察研修



## 国民保護コース(第6回)

国民保護コース(第6回)は、平成20年12月15日から12月19日の5日間実施されました。本コースは、それぞれの地方公共団体における国民保護行政の実務を担う職員に対し国民保護法をはじめとする国民保護制度における関係機関の活動を理解するとともに、国民保護事案発生時には、それぞれの地域・団体において、迅速・的確な初動対応がとれる人材育成を目的としています。

講義では、帝京大学の志方俊之教授や東海旅客鉄道株式会社の杉田和博顧問など著名な危機管理の専門家による「情報と危機管理」に関する講義のほか、消防庁国民保護防災部の幹部によるケーススタディや図上訓練、各



杉田講師による講義



討議発表の様子

学生から事前に提出された諸課題の検討及び発表の授業を取り入れ内容の充実を図りました。

学生からは「行政職及び消防職のそれぞれの立場が違う職員が参加しての研修であったため、取り組むべき内容や考え方の違いなど、多くの貴重な意見交換をすることができ大変有意義だった。」「国民保護の現状、課題、あるべき姿など、これから進めていくうえでのヒントが得られた。さらに国民保護を担当する者としての意識のあり方などについて再認識できた。」などの意見が寄せられました。

## 消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部(都道府県)
火災調査科(第16期) 10月27日～12月19日 48名	佐野 有寿 尾辻 広敬 秋田 勇紀 遠藤 好彦 金子 昌規	入間市消防本部(埼玉県) 東京消防庁(東京都) 川崎市消防局(神奈川県) 富士市消防本部(静岡県) 岩国地区消防組合消防本部(山口県)
救助科(第59期) 10月20日～12月12日 48名	田本 徳行 鈴木 善幸 本多 隆樹 岸田 陽次 片岡 栄次	函館市消防本部(北海道) 東京消防庁(東京都) 横浜市安全管理局(神奈川県) 津市消防本部(三重県) 大阪市消防局(大阪府)

# 小規模福祉施設の防火安全対策の徹底 ～認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の徹底を!～

予防課

平成18年1月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで深夜、火災が発生し、入所者7名が亡くなられるという惨事になりました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令の一部が改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホーム等の火災発生時に自力で避難することが困難な者が主に入所する小規模社会福祉施設において、防火管理者の選任、消防用設備等の設置による防火安全対策の強化が図られました。改正法令を遵守して、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことができるようにすることが求められています。

その改正法令が、平成21年4月1日より施行されます。改正法令の趣旨をご理解いただくとともに、高齢者や障害者に関する防火安全の確保にご協力ください。

## ●改正内容について

このたびの改正の概要は、右上図のとおりとなっています。なお、詳しい内容については、お近くの消防署等にご相談ください。

## ●既存施設について

改正法令の施行にあたり、既存の施設については、設備の種類により、右表の期日までは改正前の設置基準が適用されることとなります。すなわち、それまでの間に設置工事等が必要となりますので、詳しくはお近くの消防署等にご相談ください。

## ●リーフレットの活用を!

改正内容をまとめたリーフレットが消防庁のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。(http://www.fdma.go.jp/html/new/group\_kaisei.pdf)

## ●消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、改正後の消防法施行令別表第一(6)項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消防設備と警報設備の設置を義務付けられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上の施設	すべての施設
火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)	延べ面積500㎡以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000㎡以上の施設	延べ面積275㎡以上の施設*
消火器	延べ面積150㎡以上の施設	すべての施設

\*延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

面積による制限がなくなり、すべての施設に設置します (延べ面積が275㎡以上の施設に設置します)



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器



スプリンクラー設備

## ●防火管理者の設置義務

### 改正前

用途区分	収容人員
※ (6)項 口 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
(16)項 イ 複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの	30人以上
(16)の2)項 地下街	

※ 本改正は、従前の(6)項口を(6)項口と(6)項ハに分割し、区分を明確化したものです。  
なお、改正後の(6)項ハについては、改正前の(6)項口と同じ設置義務となっています。

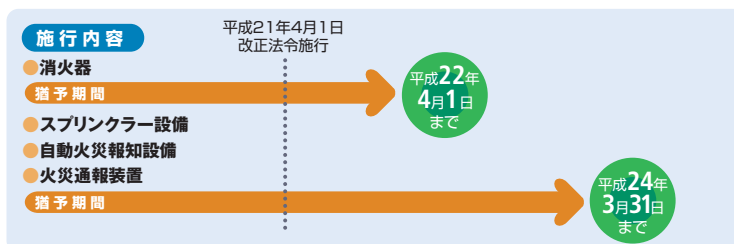
### 改正後

用途区分	収容人員
※ (6)項 口 主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	
(16)項 イ 複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むものに限る	10人以上
(16)の2)項 地下街((6)項口の用途部分を含むものに限る)	
※ (6)項 ハ 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
(16)項 イ 複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニ、(9)項イの用途部分を含むもの((6)項口の用途部分含まないものに限る)	30人以上
(16)の2)項 地下街((6)項口の用途部分含まないものに限る)	

## ●改正法令の施行日について

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設(新築、改築工事中含む)については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります(防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です)。

### ■施行日と既存施設の経過措置



# 消防団活動への理解と協力について

## 防災課

消防団は消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づいて市町村に設置されている消防機関です。平成20年4月1日現在、全国で2,380団が設置されており、88万8,900人が消防団員として地域の安全を守るために活躍しています。

消防団は、それぞれの地域の住民等によって組織されていますが、消防団の身分は、特別職の地方公務員です。消防団員は、それぞれの地域において、普段は本来の職業に就きながら、いざ火災などの災害が発生した場合には、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神を持って、いち早く現場へ駆けつけ、消火活動や警戒、救護などに活躍する「まちのヒーロー」とも言うべき人々なのです。

昨年も、6月に発生した岩手・宮城内陸地震での行方不明者の捜索活動、河川の警戒などの活動を行ったほか、8月末の中部地方に大きな被害を与えた豪雨災害の際は、各地で消防団員が出動し、救助活動・避難誘導・水防活動を行うなど、大規模災害発生時においても大きな役割を果

たしており、地域住民から高い期待が寄せられています。

しかし、消防団員の被雇用者化・高齢化など様々な課題に直面し、団員数は減少の一途をたどっていることから、消防庁では、消防団の更なる充実強化を図るため、消防団の啓発ポスターの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、様々な広報媒体を用いたPRなど色々な施策を推進しています。

消防団の活動は、通常の災害対応のほかにも、火災予防広報、救命講習指導、住民の避難誘導など多岐にわたっています。全ての活動に参加できなくても、一人ひとりにできることがあるはずで、大切なのは、「地域の安心・安全を守りたい」という気持ちです。ぜひ、地域の多くの方々が、消防団活動に参加されることを期待しています。

消防団ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



園児に火災予防を広報する女性消防団員  
(写真提供：兵庫県・尼崎市消防局)



水防訓練に励む消防団員  
(写真提供：三重県・松阪市消防本部)

## 消防研究センターの一般公開

### 消防大学校 消防研究センター

消防研究センターでは、平成21年度科学技術週間(4月13日(月)から19日(日))における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

#### 1. 概要

消防研究センターにおいて行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映等により紹介します。

また、研究施設を公開するとともに、消防大学校の教育訓練内容の展示を行います。

#### 2. 日時

平成21年4月17日(金)

10:00~16:00 (入場無料)



石油タンクの泡消火剤による消火実験風景



展示の様子

#### 3. 場所

東京都調布市深大寺東町4-35-3

消防庁消防研究センター

<同時開催機関>

日本消防検定協会

財団法人 消防科学総合センター

(同一敷地内です)

#### 4. 主な公開予定項目

大規模災害時応急対応支援システムや消防防災用ロボットの実演、火災原因調査業務の展示、研究・業務内容の紹介等

#### 5. 問い合わせ先

消防研究センター 研究企画部

電話: 0422(44)8331 (代表)

URL: <http://www.fri.go.jp>

#### 交通のご案内 Access



# 消防庁人事

平成20年12月31日付

氏名	新	旧
岩田 知也	退職	消防大学校長

平成21年 1月 1日付

氏名	新	旧
生嶋 文昭	消防大学校長	総務省大臣官房付
森川 世紀	併任解除	予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐

平成21年 1月 5日付

氏名	新	旧
山口 祥義	併任 消防・救急課救急企画官	国民保護・防災部防災課広域応援対策官

# 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第12号	平成21年 1月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	エレベーター乗車戸解錠キーの配布について
消防参第13号	平成21年 1月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	エレベーター保守会社の災害時消防専用電話回線の整備について
消防予第17号	平成21年 1月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成21年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第19号	平成21年 1月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成21年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第31号	平成21年 1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	個室ビデオ店等に係る防火安全対策における旅館業行政との連携について
消防予第34号	平成21年 1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	自衛消防力の確保に係る消防法改正に伴う実態調査について
消防参第21号	平成21年 1月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	エレベーター事故に関する救助活動の教育訓練の推進について
消防予第36号	平成21年 1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について
消防予第37号	平成21年 1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について
消防予第38号	平成21年 1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正について
消防予第40号	平成21年 1月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火設備(樹脂製窓)の性能試験における不正受験に関する対応について
消防予第48号	平成21年 1月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法の一部を改正する法律等の運用について
消防予第49号	平成21年 1月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火管理に関する消防法令の運用についての一部改正について
消防救第28号	平成21年 1月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急活動における適切な対応について

# 広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	防災課 防災課	①防火対象物の防火安全対策の徹底	予防課 防災課 特殊災害室
②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ		②消防団活動への理解と協力の呼びかけ	
		③林野火災の防止	